

この月刊サワネを、お知り合いの方に見せてあげてください、きっと喜んでいただけます。

『営業の苦手意識がなくなる』

本』 浅川智仁著 かんき出版 254頁

1,500円(税別)

著者は、20万件の電話セールスを経験した後セールスの指導者になった人です。電話セールスですが、営業一般に使えることも多いです。いくつかご紹介します。

★著者の実家は山梨県のスーパーを営んでいた。エイギョウと呼ばれる人がやってきて父にペコペコ頭を下げていた。子供心に「将来この仕事だけは絶対にやりたくない」と思った。

★実家の倒産で、借金を肩代わり。歩合制の営業になり借金を返すことになった。いやでいやでたまらなかったが、多くのお客様と関わるうちに気がついた。「営業ほど、お客様の人生の岐路に立ち会えて、しかも、『自分磨き』になる仕事は、ほかにはないのではないか？」

★営業の定義

- ・PDCAを自分で回して楽しむ
- ・科学的で再現性があり、芸術でもある
- ・世の中の人々から感謝されるドクターのような誇り高い仕事
- ・自己研鑽が収入につながる

★数をこなす

- ・止めたらこわくなる
- ・自分で決めた回数のノルマをこなす
- ・数をこなすことでメンタルが楽になる
- ・トップセールスになる人は、入社した当時めちやくちやに断られた人
- ・数をこなせばデータがたまる
- ・落ち込む暇があったら営業する

★ノーリスクなら全部やれ

「こんなことをやってもどうせ効果はありませんから」と言う営業がいる。これはただの見解。

事実は、「効果があるかどうかはやってみないとわからない」。基本姿勢はノーリスクなら全部やれ！

★役に立つ情報

自分にとって役に立つ、売るための情報ではなく、お客様の役に立つ営業がお客様に喜ばれる。

★楽しんでいるように見える営業

お客様から見て、「この人から買いたい」とおもっていただける営業は、「余裕があって、楽しんでいるように見える営業」。売上のことしか見えなくなっている営業からは、誰も買わない。商品が同じなら、誰だって、余裕があって明るい営業から買う。『論語』もこう言っている。「これを知る者は、これを好む者に如かず。これを好む者は、これを楽しむ者に如かず」

★自分の商品に自信を持ってないとき

自分の商品に自信を持ってないという相談をもらったらこう答える。「100パーセントポジティブな商品はないし、100パーセントネガティブな商品もない」

自分の商品に自信が持てない場合は、思考のクセを変え、「この商品のよいところはどこなんだろう？」「お客様のお役にたてるどころはどこなんだろう？」と、ポジティブ探しをする。また、商品は売った時に好きになる。まずは、売ることだ。

★映画『AIR』

『AIR』は、ナイキの伝説的なバスケットシューズ「エア・ジョーダン」の誕生秘話を描いた作品で、ナイキ社のバスケットシューズ部門の立て直しを命じられる社員、ソニーをマット・デイモンが演じている。営業にとって、参考になる場面が山のようにある。

面白いと思ったことを書き出しました。みなさんはいかがだったでしょうか？

この月刊サワネを、お知り合いの方に見せてあげてください、きっと喜んでいただけます。

インボイス

インボイスの制度が10月1日に始まり
ました。

この制度は一言でいうと
**支払先から
インボイスをもらえなければ、損をする**

という制度です。損をしないのは、消費税
の簡易課税の方と免税事業者の方、そして課
税取引ではない場合などです。

どのくらい損をするのかというと、支払額
のざっと2% (2/110) です。この2%の損が
3年続いて、その後はざっと5% (5/110) の
損が3年続きます。そのあとは約10%
(10/110) 損します。

損をしないためには、

- ① 値引き交渉する
- ② インボイスを発行してもらう
- ③ 取引先を変更する
- ④ その他

が考えられます。

一方、こちらが売上先にインボイスを発
行しなければ逆のことが起こります。

またこのインボイス制度の開始に伴い、
現金出納帳等会計帳簿への記載条件が強化さ
れます。また、こちらからお知らせしまし
ますが、以下をご覧になれば詳細がわかり
ます。

「消費税の仕入税額控除制度における適
格請求書等保存方式に関するQ&A」で検
索、「一括ダウンロード」をクリックして
ください。

電子帳簿保存法

インボイスとはまったく別に、また全
く新しい制度に対応しなければなりません。
消費税の課税事業者であろうと、免税事業者
であろうと、パソコンを持っていても、持っ
ていなくてもすべての事業者が対象です。

2024年1月1日開始です。

この制度は一言でいえば、
**電子で来た請求書等は電子データとして保
存しなければならない**

ということです。

★この制度の対象

**支払先から請求書等が、紙で来なくて
ネットだけで来る場合**

★対象外

支払先で印刷された請求書が紙でくる

つまり、請求書等がネットだけの場合、
パソコンの中に保存しておかなければいけ
ません。バックアップは当然必要です。

★保存方法

電子帳簿保存法一問一答【電子取引関
係】問16に簡単な方法が掲載されていま
す。ファイル名を

2022年(令和4年)10月31日に株式
会社国税商事から受領した110,000円の請
求書は、

⇒「20221031_株国税商事_110000」とする
合わせて規定をつくる必要があります。

規定については上記一問一答問29に記載
されています。こちらからもご案内します。
なお、詳しくはネット上の「電子帳簿保存
法一問一答【電子取引関係】」をご覧く
ださい。また、澤根にお尋ねください。